## 富谷市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 富谷市公式ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、富谷市ホームページバナー広告掲載実施要領及び富谷市有料広告掲載に関する基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

(禁止表現)

- 第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをするおそれ、又は利 用者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。
  - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク (警告表示)
  - (3) ラジオボタン (選択肢の表示)
  - (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの)
  - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
  - (6) その他、入力等何らの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

(市公式ホームページとの区別)

- 第3条 次の表現については、利用者が市公式ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。
  - (1) 市公式ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
  - (2) 利用者が富谷市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真 などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しな ければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしな ければならない。

附則

このガイドラインは、令和3年12月21日から施行する。